

低入札価格調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 川越市建設工事低入札価格調査実施要綱第11条第1項の規定により、意見を求められた競争入札について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ、川越市請負業者等指名委員会規程（平成17年3月24日市長決裁）の規定に基づく川越市請負業者等指名委員会の委員長、副委員長及び委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(秘密厳守)

第4条 委員会の審議は、公開しないものとし、委員は、審議内容について秘密を厳守しなければならない。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 緊急かつやむを得ない理由により委員会の会議を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員長、副委員長及び委員に回付して委員会の開催に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、特に必要があるときは、関係者の出席を求め、又は資料を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。